同上	同上	【名称】日興　拡大欧州株式ファンド 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ　L-2557　ロベルトシュトゥンパー通り９Ａ番	―

(4)
届　　出　　日　平成27年６月９日
届　　出　　者　デロイト・エルエルピー
住所又は所在地　英国　ＥＣ4Ａ　3ＢＺ　ロンドンニューストリートスクエア２
2015年５月31日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。
(5)
届　　出　　日　平成27年６月10日
届　　出　　者　デロイト・エルエルピー
住所又は所在地　カナダ　M5L　1B1　オンタリオ州　トロント　ステーション・コマース・コート　私書箱400　コマース・コート・サウス　ウェリントン・ストリート・ウエスト30

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2015年６月１日	役員の変更	―	リュック・ヴィルヌーヴ

2015年６月１日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。
(6)
届　　出　　日　平成27年６月10日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ（勤業眾信聯合會計師事務所）
住所又は所在地　台湾台北市民生東路３段156号12階

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2015年６月１日	役員の氏名	デニー・クオ、ダイアン・チェン、アンディ・ホワン、アンガス・チャン、ウォルター・リウ、ケーシー・ライ、ジュン・ゴン	クラーク・チェン、オットー・ドゥ、イー・エム・ウー、ジェイ・Ｂ・リウ、シー・ジェイ・チャン、モリス・ヤン、ウェイン・ツエン

(7)
届　　出　　日　平成27年６月12日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク　10112-0015　ロックフェラープラザ30

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2015年５月31日	役員の変更	―	アンドリュー・マクマスター

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月17日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　井堂　信純　昭和17年８月11日生
税理士名簿登録番号　第33295号
税理士事務所　兵庫県神戸市中央区海岸通８番神港ビルヂング１階
住所　兵庫県神戸市灘区篠原台22番３号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成27年６月19日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　伊能　一美　昭和24年１月17日生
税理士名簿登録番号　第44227号
税理士事務所　群馬県吾妻郡中之条町大字大塚664番地
住所　群馬県安中市松井田町横川405番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月19日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　大澤　史郎　昭和36年２月24日生
税理士名簿登録番号　第78999号
税理士事務所　東京都新宿区新宿２丁目８番１号新宿セブンビル205号室
住所　東京都新宿区新宿１丁目31番７―402号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月19日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　大野　　博　昭和28年２月20日生
税理士名簿登録番号　第76131号
税理士事務所　東京都中央区築地６－５－３クレストヨシエイ５Ｆ
住所　神奈川県横浜市港北区大曽根台９番15号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月18日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　小川　滿博　昭和24年３月26日生
税理士名簿登録番号　第61498号
税理士事務所　神奈川県横須賀市上町１丁目40番地長瀬ビル201号室
住所　神奈川県横須賀市上町１丁目40番地長瀬ビル201

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成27年６月17日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
弁護士　奥田　克彦　昭和31年11月５日生
弁護士名簿登録番号　第23490号
弁護士事務所　福岡県北九州市小倉北区金田１丁目８番５号北九州法曹ビル６階
住所　福岡県福岡市中央区薬院２丁目５番42―1301号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第２項の規定に基づき、平成27年６月18日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成27年６月30日　財務大臣　麻生　太郎